

鳥取縣公報

訓

令

附

則

告

示

昭和二十二年七月十八日

金曜日

第千八百二十七號

本書ノ大キナハ國定編集ル

◇鳥取縣訓令甲第二十九號

各勞政事務所長

勞政事務所處務規程を次のようく定める。

昭和二十二年七月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勞政事務所處務規程

第一條 所長は所員の職務擔任を定めなければならない。

第二條 所長は所員の出張を命ずることができる。

但し所長及び所員の縣外出張については知事の承認を

受けなければならない。

第三條 所長は傭人の命免を行うことができる。

第四條 所長は所員の除服出仕を命じ請暇を許可することができる。

第五條 所長は知事の承認を受けて處務細則を設けなけ

◇鳥取縣告示第三百六號

昭和二十二年閏内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣岩美郡蒲生村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年七月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月十八日より同年七月二十二日まで

◇鳥取縣告示第三百七號

青年學校教員資格規程第二條により次の者を昭和二十二年六月三十日付で夫々頭書の科目につき青年學校教員たることを認可した

昭和二十二年七月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本 緒 地

民 名

認可科目

四郎

職業科

善雄

同

八木谷悅子

伴芳

家庭科

弘知

佐治村字加茂五五

山根惠美子

同

福馬

同

佐治村字細川二六九

山根 靜枝

同

木下さだゑ

同

佐治村字細川二六八

福馬

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十二年七月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡小鴨村大字中河原四六三
開業地 同 倉吉町大字餘戸谷町二、九七一
昭和二十二年五月五日死亡により昭和二十二年七月十二日助産婦名簿より取消す

明治四十一年六月五日生

本籍地 大阪市大淀區豐崎二丁目四六五
前住所及開業地 西伯郡名和村大字坪田九六
現住所及開業地 同 中瀬村大字才ノ木一、二八四
現住所及開業地 同 中瀬村大字才ノ木一、二八四
昭和二十二年六月十五日住所及び開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年七月十二日訂正

十二日訂正

明治三十七年三月五日生

○鳥取縣告示第三百九號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡大御門村大字大門二七四
前住所及開業地 同下私都村大字山田一七〇
現住所及開業地 同大御門村大字大門二七四

001-75

昭和二十二年七月一日住所及開業地變更により助
産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年七月十一

日訂正

小林初枝
大正十年十一月二十三日生

昭和二十二年七月十八日印刷
昭和二十二年七月十八日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 一號
(第三種郵便物認可)

行 事 告 白
鳥取縣 鳥取市 東町